令和７年４月から入院時食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和７年４月１日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和７年４月１日より、下記の通り負担金が変更となりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

■７０歳未満

区分			食費（1食あたり）
一般（住民税課税世帯）			４９０円 → **５１０円**
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	２３０円 → **２４０円**
		90日以上	１８０円 → **１９０円**

■７０歳以上

区分			食費（1食あたり）
一般（住民税課税世帯）	一般		４９０円 → **５１０円**
	現役並み所得者		４９０円 → **５１０円**
住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	２３０円 → **２４０円**
		90日以上	１８０円 → **１９０円**
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			１１０円（**変更なし**）